

商店街等販売促進事業情報発信業務委託仕様書

1 業務名

商店街等販売促進事業情報発信業務

2 委託期間

契約締結日から令和3年（2021年）3月31日まで

3 事業の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症拡大による観光客の激減やイベント・外出の自粛等により、商店街等をはじめ生活必需品以外の小売店や百貨店などが大きな影響を受けていることから、国が実施する「Go To 商店街事業」などの消費喚起事業にあわせ、新しい生活様式に則り実施している感染防止対策の取組や、商店街等のイベント開催情報、店舗・商品紹介などを掲載した情報誌を発行し、市民が安心して買い物・飲食ができるよう周知するとともに、消費喚起を促し、地域経済の回復を図ることを目的とする。

(2) 事業主体

函館市

(3) 業務内容

① 参加商店街等の募集および選定

函館市の区域内に事務所を有する全ての商店街等が可能な限り参加できるようにするとともに、商店街等の募集に当たっては、商店街等への来訪や購買の動機付けとなる取組を商店街等へ実施するよう働きかけること。なお、対象とする商店街等とは、次に掲げる団体とする。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合または同法第3条第3号に規定する協同組合連合会であって、小売市場を運営する団体

ウ 函館市商店街連盟に属する商店街団体

エ 商工会法（昭和35年法律第89号）第4条に規定する商工会

② 商店街等買い得情報等の発信

国が実施する「Go To 商店街事業」などの消費喚起事業にあわせ、新しい生活様式に則り実施している感染防止対策の取組や商店街等のイベント開

催情報のほか、店舗・商品紹介や買い得情報などを掲載した情報誌の発行により、消費喚起を促し、地域の活性化を図る。

③ 情報誌製作業務

受託者は、記事作成、編集、デザイン等、情報誌製作に必要な業務全般を行うものとし、印刷および配布までを含むものとする。また、製作作業全体の進行管理や、必要に応じて適宜助言や提案を行う。

ア 受託者は、契約後速やかに函館市経済部商業振興課と打ち合わせを行うものとし、掲載内容やデザインの方向性を決定したうえで紙面のラフを作成する。

イ 校正は、最低3回行うものとし、原稿は、カラーでプリントアウトされたものを使用する。

ウ 紙面内容やデザインは、校正の過程で急遽変更を依頼する場合もあるため、初稿で大幅なデザイン変更などにも柔軟な対応をすること。

④ 配布

ア 発行した情報誌を、広く市民に配布する提案とする。

イ 一斉配布後の残部は、市が指定する場所に納品する。

⑤ 情報誌の規格

ア 情報誌 20ページ程度

イ 色数 全ページ カラー4色

ウ 発行部数 10万部以上（うち個別配布9万部程度）

エ 紙面構成

- ・市民の購買意欲を高める企画情報
- ・「Go To 商店街事業」等を活用した商店街等のイベント情報
- ・商店街等の店舗等情報
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「新しい生活様式」に則った営業情報
- ・その他詳細な内容については、契約後に担当職員と受託業者による協議のうえ、決定する。

(4) 発行時期

令和2年（2020年）12月（予定）

(5) 納品

完成品のデータ一式をCD等のディスクに保存して納品すること。

① データ内容および形式

ア 印刷時の紙面と同様のデータ（PDF形式、テキストデータを保持した

もの)

イ 編集可能なデータでアウトライン化したものとアウトライン化していないもの (Illustrator形式)

ウ 紙面に掲載している写真およびイラスト等の個別データ

(6) 成果品の2次利用

本業務における成果品の著作権その他の知的財産権は、函館市に帰属するものとし、また、函館市は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。

(7) 責 務

受託者は、情報誌の発行に関する事項(行政情報の内容に関わるものを除く。)について、一切の責任を負う。

(8) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

この仕様書に定めのない事項については、その都度、両者協議のうえで決定すること。